

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

熊本市農業集落排水処理施設条例（平成22年条例第73号）の一部を次のように改正する。

第3条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 除害施設 汚水による障害を除去するために必要な施設

第5条第2号中「排水設備」の次に「又はこれに接続する除害施設（以下「排水設備等」という。）」を加える。

第6条の見出し及び同条第1項中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同項中「市長に申請し、」を「あらかじめ、市長が別に定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の」に改め、同条第2項中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の確認を受けた者は、遅滞なく排水設備等を設置しなければならない。

第7条を次のように改める。

（給水設備の届出等）

第7条 前条第1項の場合において、新設等を行おうとする排水設備等により水道水以外の水の使用による事業所等（事業所、工場、病院、学校、官公署等をいい、一般家庭を除く。以下同じ。）の汚水を農業集落排水処理施設に流入させるときは、排水設備等の新設等を行おうとする者は、当該水道水以外の水を使用するための設

備について、市長が別に定めるところにより、当該排水設備等の新設等に関し同項の規定により申請を行う際に市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、市長が別に定めるところにより、当該届出に係る水道水以外の水を使用するための設備を確認するものとする。

3 水道水以外の水を使用するための設備の新設等又は撤去を行った者は、当該水道水以外の水を使用するための設備により給水された水の使用による汚水を農業集落排水処理施設に流入させ、又は流入させていたときは、市長が別に定めるところにより、その工事が完了した日から14日以内に到達するように市長に届け出なければならない。

第8条の見出し及び同条中「排水設備」を「排水設備等」に改める。

第9条の見出し中「無断工事施工の」を「確認を受けないで排水設備等の新設等を行った」に改め、同条中「無断で排水設備を農業集落排水処理施設に接続した」を「第6条第1項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った」に、「排水設備の」を「当該排水設備等の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定による当該排水設備等の撤去、改修又は使用停止に要する費用は、当該排水設備等の新設等を行った者が負担する。

第10条の見出し及び同条第1項中「排水設備」を「排水設備等」に改め、同条第1項中「以内に」の次に「到達するように」を加え、同条第3項中「排水設備」を「排水設備等」に改める。

第11条中「汚水による障害を除去するために必要な施設」を「除害施設」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(し尿の排除の制限)

第11条の2 使用者は、し尿を農業集落排水処理施設に排除するときは、水洗便所によって排除しなければならない。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

第12条第2項第2号、第13条第1項及び第2項中「排水設備」を「排水設備等」に改める。

第15条第3項を次のように改める。

3 次条の規定により算定した使用料は、当該月の末日までに納入しなければならない。

第16条から第18条までを次のように改める。

(使用料の額)

第16条 使用料の額は、2月ごとの定例日（使用料の算定の基準日として市長があらかじめ定めた日をいう。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、定例日を変更することができる。以下同じ。）における使用者が排除した汚水の量（以下「排除汚水量」という。）を第18条第1項、第4項又は第5項の規定により認定し、その認定した排除汚水量の2分の1相当量を1月の排除汚水量とみなして、当該定例日の属する月の翌月分及び翌々月分として、別表第2に定めるところにより汚水の種類に応じ算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(特別な場合における使用料の算定方法)

第17条 事業所等において、水道水と水道水以外の水を併せて使用した場合の使用料の額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 次条第1項第1号、第4項又は第5項の規定により認定した当該水道水の使用による排除汚水量を基に算定した使用料の額

(2) 次条第1項第2号、第4項又は第5項の規定により認定した当該水道水以外の水の使用による排除汚水量を基に算定した使用料の額

2 定例日間（一の定例日から次の定例日の前日までの間をいう。）に農業集落排水処理施設の使用を開始し、又はやめた（水道水の給水停止によるものを含む。）場合における別表第2に定める一般汚水に係る使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 使用日数が30日を超えない場合 次に掲げる額の合計額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ア 基本使用料の額に使用日数を乗じて得た額を30で除して得た額

イ 従量使用料の額

(2) 使用日数が30日を超える場合 アに掲げる額とウに掲げる額とを合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）及びイに掲げる額とエに掲げる額とを合算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の合計額

ア 基本使用料の額

- イ 基本使用料の額に使用日数から30を減じた数を乗じて得た額を30で除して得た額
 - ウ 排除汚水量に30を乗じて得た数を使用日数で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数。以下「特別算定水量」という。）を1月の排除汚水量とみなした従量使用料の額
 - エ 排除汚水量から特別算定水量を減じた数を1月の排除汚水量とみなした従量使用料の額
- 3 前項に規定する場合における別表第2に定める公衆浴場汚水に係る使用料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 使用日数が30日を超えない場合 排除汚水量に応じた使用料の額
 - (2) 使用日数が30日を超える場合 次に掲げる額の合計額
 - ア 特別算定水量を1月の排除汚水量とみなした使用料の額
 - イ 排除汚水量から特別算定水量を減じた数を1月の排除汚水量とみなした使用料の額
- (排除汚水量の認定)

第18条 排除汚水量の認定は、次に定めるところによる。

- (1) 水道水のみを使用による排除汚水量は、水道水の使用水量とする。
- (2) 水道水以外の水のみを使用による排除汚水量は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める使用水量とする。
 - ア 水道水以外の水を使用するための設備に当該水道水以外の水の使用水量を計測するための装置（以下「計測装置」という。）が取り付けられている場合 当該計測装置により計測した使用水量
 - イ アに掲げる場合以外の場合 事業所等にあつては使用の態様を勘案して、一般家庭にあつては次項の規定による届出に基づいて市長が認定した水道水以外の水の使用水量
- (3) 水道水と水道水以外の水の併用による一般家庭の排除汚水量は、次に掲げる使用水量の合計水量とする。
 - ア 水道水の使用に係る水量について第1号の規定を適用して認定した使用水量
 - イ 水道水以外の水の使用に係る水量について前号アの規定を適用して認定した使用水量又は次項の規定による届出に基づいて市長が認定した使用水量

- 2 使用者（一般家庭の汚水を農業集落排水処理施設に排除してこれを使用する者のうち、計測装置を取り付けていないものに限る。）は、市長が別に定めるところにより、水道水以外の水の使用量を認定するために必要な事項について、遅滞なく、市長に届け出なければならない。その届け出た事項に変更があったときも、同様とする。
- 3 使用量が排除汚水量と著しく異なるときは、使用者は、市長が別に定めるところにより、排除汚水量を記載した申告書（次項において「申告書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 4 前項の規定により申告書が提出されたときは、市長は、第1項の規定にかかわらず、当該申告書の内容を審査して排除汚水量を認定することができる。
- 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、市長がこれらの規定によることなく排除汚水量を認定する必要があると認めるときは、実地の調査（第19条の3第1項の規定による立入検査を含む。）その他の市長が適当と認める方法により排除汚水量を認定することができる。

第19条第1項中「市長は、前条第1項第2号の規定による」を「水道水以外の水の使用による排除汚水量を」に、「使用者の施設」を「市長は、当該水道水以外の水を使用するための設備」に、「計測のための装置」を「計測装置」に改め、同条第2項中「き損」を「毀損」に改める。

第19条の次に次の2条を加える。

（資料の提出）

第19条の2 市長は、使用料を算定するために必要な限度において、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

（立入調査等）

第19条の3 市長は、農業集落排水処理施設の機能及び構造を保全するため、又は使用料（水道水の使用による汚水及び水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水に係るものを除く。）の適正な徴収のために必要な限度において、その職員に、他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備若しくは第7条第1項の規定により届出をしなければならない設備（以下「給水設備」という。）の有無を調査させ、帳簿、書類、排水設備、給水設備その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査、立入検査又は質問（以下「立入調査等」という。）をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第22条の見出しを削り、同条を第23条とする。

第21条の次に次の見出し及び1条を加える。

（罰則）

第22条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第6条第1項の規定による確認を受けないで排水設備等の新設等を行った者

(2) 第6条第1項に規定する申請書若しくは添付書類又は第7条第1項若しくは第3項、第12条第1項若しくは第2項若しくは第18条第2項の規定による届出に係る書類に虚偽の記載をして提出した者

(3) 第7条第1項、第12条第1項若しくは第2項又は第18条第2項の規定による届出を怠った者

(4) 第7条第3項又は第10条第1項の規定による届出を当該各項に規定する期間内に行わなかった者

(5) 第8条の規定に違反して排水設備等の新設等の工事を行った者

(6) 第11条又は第11条の2の規定に違反した使用者

(7) 第19条の2の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料を提出した者
別表中「一般家庭污水及び事業污水（公衆浴場污水及び水道水以外の水の使用による一般家庭污水を除く。）」を「一般污水」に改め、同表水道水以外の水の使用による一般家庭污水の項を削り、同表備考第2項を同表備考第4項とし、同表備考第1項中「「公衆浴場污水」を「この表において「公衆浴場污水」に改め、同項を同表備考第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

1 この表において「一般污水」とは、公衆浴場污水以外の污水をいう。

2 一般污水の使用料の額は、基本使用料と従量使用料との合計額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の

日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の熊本市農業集落排水処理施設条例（以下「新条例」という。）第18条第2項に規定する事項の調査その他の準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 前項の準備行為に応じ、この条例による改正前の熊本市農業集落排水処理施設条例（以下「旧条例」という。）第3条第4号の使用者が市長に新条例第18条第2項に規定する事項を届け出たときは、当該使用者は、施行日に同項の規定による届出をしたものとみなす。
- 4 新条例第16条及び第18条の規定（塚原藤山地区農業集落排水処理施設及び鰯瀬陳内地区農業集落排水処理施設（以下「城南地区排水処理施設」という。）の処理区域においては、水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水に係るものに限る。）は、基準日（施行日の属する月において、定例日に相当する日を基準として市長が定める日をいう。以下同じ。）以後に排除した汚水に係る使用料について適用し、基準日前に排除した汚水に係る使用料については、なお従前の例による。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料に係る排除汚水量（新条例第16条に規定する排除汚水量をいう。）の認定については、なお従前の例による。
- 6 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち城南地区排水処理施設の処理区域における使用料の額は、旧条例第16条第2項及び第17条第1項の規定に基づき算定するものとする。
- 7 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち田底中部地区農業集落排水処理施設及び山東東部地区農業集落排水処理施設（以下「植木地区排水処理施設」という。）の処理区域における使用料の額は、旧条例第16条第3項の規定に基づき算定するものとする。
- 8 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち使用者が基準日前の直近の定例日から基準日の前日までの間に農業集落排水処理施設の使用を開始し、又はやめた場合における当該期間の水道水以外の水の使用による一般家庭の汚水に係る使用料の額は、城南地区排水処理施設の処理区域においては、旧条

例第17条第2項の規定に基づき算定するものとする。

- 9 附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる使用料のうち使用者が基準日前の直近の定例日から基準日の前日までの間に農業集落排水処理施設の使用を開始し、又はやめた場合における当該期間の一般家庭又は事業所等の汚水に係る使用料の額は、植木地区排水処理施設の処理区域においては、旧条例第17条第3項の規定に基づき算定するものとする。

(提出理由)

農業集落排水処理施設について、使用料の額を公共下水道に準じて改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。